

キャロル大学奨学金支給要項

1 制度概要

この度、キャロル大学は、熊本県とアメリカ・モンタナ州との姉妹提携 30 周年を記念するとともに今後の海外留学の推進及び国際社会で活躍するグローバル人材の育成を目的として、熊本県が推薦した生徒に対して、キャロル大学は以下のとおり奨学金(返還不要)を支給します。

2 給付概要

(1) 給付額

高校 3 年間の全体の評定平均値(5 段階評価)によって、以下のとおりとなる。

5.0 - 4.8 = \$10,000

4.7 - 4.5 = \$8,000

4.4 - 4.2 = \$6,000

4.1 - 3.8 = \$4,000

(2) 給付期間

学士課程最短終了年限の範囲内で、最長 4 年間の継続受給が可能。

(3) 給付対象条件

- ①熊本県からの推薦を受けていること。
- ②高校 3 年間の全体の評定平均値が 5 段階評価で 3.8 以上であること。
- ③同大学学士課程に在学し、4 段階評価で 2.5 以上の成績を保つこと。(2.5 未満は受給対象外)
- ④キャロル大学が定める下記のうち、一つの基準を満たすこと。満たさない場合、キャロル大学が提携している語学学校の指定されたレベルのコースを履修すること。(在籍中は受給対象外)
 - a. 80iBT(TOEFL)
 - b. 6.5(IELTS)
 - c. 英語検定 1 級

(4) 応募期限

熊本県の推薦があった翌年の 4 月 1 日(必着)までに入学書類一式を大学へ提出すること。

(5) その他

入学年度の 4 月 1 日において、満 21 歳未満の者まで、奨学金の給付対象に含めるものとする。

キャロル大学のホームページ：<https://www.carroll.edu/>